4　令和７年度　いじめ防止基本方針

(1)　全体計画

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
生徒指導提要

いじめ防止対策推進法
第二条
いじめの定義
第四条
いじめの禁止
第十三条
学校いじめ防止基本方針
第二十二条
学校における
いじめ防止等の
対策のための組織
(平成 25 年 公布)

いじめ防止等のための基本的な方針
(平成 25 年 文部科学省)

鹿児島県いじめ防止基本方針
(平成 29 年 鹿児島県)

【 学 校 教 育 目 標 】
夢をもち，心豊かで，自ら学びたくましく生きる美山の子どもを育成する。

児童の実態
保護者の実態
地域の実態
教師の願い

【めざす子ども像】人間力
1　誠実　進んで一生懸命取り組む子ども
2　親切　感性豊かで礼儀正しく優しい子ども
3　勇気　心身共にたくましく前向きに行動する子ども

【いじめ問題の基本方針】
・ いじめは人として絶対に許されないという認識に立つこと
・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
・ 関係者機関と一体となった取組が必要であること

【 い じ め 防 止 委 員 会 】
〈目的〉 ○ 年間計画の作成・実行・検証・修正
○ いじめの相談・通報の窓口
○ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報収集と記録，共有
〈組織構成〉 校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，外部委員(スクールソーシャルワーカー等)，その他校長が認める職員をもって構成する。

関係機関等との連携
・日置市教育委員会
・日置市いじめ防止対策連絡協議会
・日置警察署
・人権擁護委員
・児童相談所
・鹿児島教育事務所

家庭・地域との連携
・学級 PTA
・PTA 総会
・友愛学園
・学校運営協議会
・民生委員

教育活動の重点
○生徒指導の充実
○人権同和教育の推進
○道徳教育の充実
○特別活動の充実
○特別支援教育の充実
○郷土教育の充実
○体験活動の充実
◎「いじめ問題を考える週間」の実施

各教科
○基礎基本の確かな定着を図る。
○自己決定の場を与える。
○自己存在感の場を与える。
○共感的人間関係を育成する。
○達成感満足感を与える。

児童の主体的な活動
○学級活動の充実
○児童会活動の充実
○縦割り班での異学年交流
○委員会活動への自発的な取組

【いじめの未然防止】
○人権尊重の精神に基づく教育実践を進め，一人一人を大切にする。
○一人一人の学力向上に向けて指導法の工夫改善を図る。
○特別の教科道徳で「いじめ防止」の資料をもとにした授業を行う。
○学級活動で「命の大切さ」についての指導を行う。
○情報モラル教育でインターネットの危険やモラルについて指導する。
○児童同士が「君・さん」で呼び合い，お互いを尊重し合う環境づくりを行う。
○学級 PTA や家庭教育学級で，いじめ問題に関する話合いを行う。

【 い じ め の 早 期 発 見 】
○会話，行動，持ち物，服装の乱れ等，日々の観察に努める。
○日記や連絡帳，生活ノート等を活用する。
○子どもの教育相談を実施する。
○いじめアンケートを実施する。(9 月，1 月)
○「学校楽しいーと」を実施する。(6 月，11 月，2 月)
○「子どもの声」アンケートを実施する。(5･6 年：7･12･3 月(4 年も))
○連絡会や心の教育推進委員会において，職員間で情報を共有する。
○学級 PTA や教育相談，学園との連絡会等を通して，保護者と連携し，情報を収集する。
○いじめ相談を行うことができる体制整備と窓口の設置及び周知を行う。

【いじめの早期対応】
○速やかに事実確認を行い，いじめ防止委員会を招集する。
○状況に応じて，いじめられている子どもを徹底して守るための職員の体制を整える。
○経過や心情等の聞き取りを通して正確な実態把握を行う。
○保護者からの聞き取り対応については，複数の職員で行い，事実に基づいて丁寧に行う。
○実態把握をもとに，指導体制，方針の決定を行う。
○犯罪行為及び重大事案が疑われる場合は，関係機関と連携して対処する。
○子どもの個人情報の取扱いには十分注意する。
○子どもへの継続した指導，支援を行う。

生徒指導体制
○心の教育推進委員会
○いじめ防止委員会
○職員会議
○職員研修
○生徒指導連絡会(毎週木曜日)

相談体制
○教育相談
○相談窓口の設置及び周知
○保護者に対する教育相談期間の設定
○スクールソーシャルワーカー(SSW)，スクールカウンセラーとの連携

職員研修
○人権同和教育に関する研修
○生徒指導事例研修会